

令和7年度 香取市佐原チャレンジショップ出店者募集要項

1. 目的

香取市では、創業支援の一環として、チャレンジショップを開設しています。このチャレンジショップは、香取市内で創業を考える意欲のある方に、経営を学ぶ実践の場として店舗を貸出することで、将来の商店街等を担う人材の育成や地域経済の活性化を目的としています。

2. 店舗概要

- (1) 所在地：千葉県香取市佐原イ 3 3 9 4 番地 2（6 ページ位置図参照）
- (2) 募集区画：2 区画
- (3) 面積：①飲食区画・・・・・・・・・・72.00 m²
②小売り・サービス区画・・・・17.43 m²
- (4) 構造：木造（平屋建）
- (5) 入居スケジュール
令和7年9月…設備点検・クリーニング
令和7年10月…入居可能（什器・備品、設備等の搬入・設置が可能）
令和7年12月…営業開始 ※開業準備が整い次第、前倒しで営業開始可。
- (6) 駐車場：なし（近隣に有料民間駐車場有）
- (7) 内装仕上の概要

天井高	2,760mm（平均）
床	100mm角磁器タイル（厨房内は塗床）
壁	桧縁甲板張り 厚 12mm 無塗装（厨房内は不燃キッチンパネル張り）
天井	シナ合板曲面張り 厚 5.5mm（厨房内はケイ酸カルシウム板張り）
空調	【飲食区画】 客席：空冷ヒートポンプエアコン 2 基 厨房：空冷ヒートポンプエアコン 1 基 【小売り・サービス区画】 空冷ヒートポンプエアコン 1 基
衛生設備	【飲食区画】 トイレ 飲食区画 2 箇所（男 自動小便器 1、洋式 1・女 洋式 1） 洗面器等 2 基（客席内 1 基、厨房内 1 基） 【小売り・サービス区画】 ミニキッチン（電気温水器、電気コンロ、換気扇付） 1 基 ※小売り・サービス区画にトイレはありません。
換気設備	厨房、トイレほか
照明設備	照明器具有
備品	【飲食区画】（室内用）テーブル 16 台、イス 32 脚 （室外用）丸テーブル 5 台、イス 15 脚
その他	東京電力、公共上水道・下水道、プロパンガス（飲食区画）

3. 出店期間

出店者の希望する任意の期間（1カ月単位）とし、最長2年まで。

4. 営業時間／定休日

- （1）営業時間：任意。ただし、一日6時間以上かつ週5日以上の営業を行うこと。
- （2）定休日：任意。ただし、原則として土・日曜日、祝日の営業を行うこと。

5. 募集業種

- （1）飲食区画：飲食業
- （2）小売り・サービス区画：小売（物販）・サービス業

6. 応募資格

- （1）次のすべての要件を満たすこと
 - ① 将来香取市内での営業を継続する意欲があること。
 - ② 応募者自身が、直接事業を行うことができること。
 - ③ 既に開業している事業の支店の開設でないこと。
 - ④ チャレンジショップで行おうとする事業に必要な資格・認可などを取得している、または取得することが確実であること。
 - ⑤ 既存入居者退去後、設備点検・クリーニングが完了次第、速やかにチャレンジショップでの営業を開始できる事業者であること。
 - ⑥ 納税義務者の場合、現に到来している市税等を納付していること。
 - ⑦ 公の秩序または善良な風俗に反しないこと。
 - ⑧ 射幸心を煽るものでないこと。
 - ⑨ 金融商品を取り扱わないこと。
 - ⑩ フランチャイズに加盟して行う事業でないこと。
 - ⑪ 動物など生き物を扱わないこと。（補助犬を除く）
 - ⑫ 香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
 - ⑬ 政治性または宗教性のある事業でないこと。
 - ⑭ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種ではないこと。
 - ⑮ 事務所または無人販売等の利用でないこと。
- （2）特に飲食業の出店については、以下の条件も全て満たす方
 - ① 飲食業に従事した経験があること（パート・アルバイトも可）。
 - ② 自ら調理した料理を提供すること。

7. 費用

- (1) 家賃：①飲食区画・・・・・・・・・・ 月額 64,000 円
②小売り・サービス区画・・・・ 月額 16,000 円
(各区画賃料は近隣相場の約2分の1)
- (2) 光熱水費：電気、水道、下水道の費用は、使用者の負担とする。なお、②小売り・サービス区画の電気料については、電気の使用量に応じて、①飲食区画の使用者に毎月支払う（個別メーター有）。
- (3) 商品陳列ケースや棚などの備品購入及び陳列什器・備品の持ち込みに係る費用は使用者の負担とする。
- (4) 搬入、搬出及び店舗内で係る費用は、すべて使用者の負担とする。
- (5) 消耗品（トイレットペーパー、電球等）の交換費用は、すべて使用者の負担とする。
- (6) 備え付けの電気製品及び備品（電気式温水洗浄便座、照明器具、テーブル・イス等）の損傷箇所の修繕については、使用者の不注意など使用者の責に帰すべき事由による場合を除き、原則、修繕に係る費用は、市の負担とする。
- (7) 清掃費用：飲食区画、小売り・サービス区画の清掃にかかる費用は、すべて使用者の負担とする。

8. 応募方法

- (1) 応募期間 令和7年7月1日（火）～8月20日（水）
- (2) 提出先
〒287-8501 香取市佐原口 2127 香取市役所 生活経済部 商工観光課
(香取市役所3階 月曜～金曜日 8:30～17:15／土・日曜日、祝日を除く)
- (3) 提出方法
出店申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して令和7年8月20日（水）までに香取市役所商工観光課へ郵送、直接持参又はメール（shoko@city.katori.lg.jp宛）で申し込み（8月20日必着）。
- (4) 提出書類
 - ① 出店申込書（様式1～3）
 - ② 開業済みの方は登記簿謄本（法人の場合）または開業届（個人事業の場合）の写し
 - ③ 許認可が必要な業種の場合は許認可証などの写し

※①の出店申込書や様式は、香取市ウェブサイト内「チャレンジショップ出店者募集」ページからダウンロードできます。

https://www.city.katori.lg.jp/nogyo_sangyo/shokogyo/challengeshop_bosyuu.html

※提出された応募書類及び添付書類等は返却できません。



9. 選考方法

応募書類による審査後、書類審査通過者には面接審査を行い、選考します。

- (1) 選考基準
応募資格がすべて満たされていることのほか、次の選考基準により審査します。
 - ① 創業（第二創業）に対し、意欲的であること。

- ② テナント活動・地域活動に理解を示し、近隣商店街、他の店舗との協調性があること。
- ③ まちの賑わいに貢献できること。
- ④ チャレンジショップ使用期間終了後に、市内で開業する予定であること。
- (2) 加点となる項目 ※応募資格ではありません
 - ① 創業等支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業である「香取創業塾」または千葉県信用保証協会の主催する創業スクールを修了していること。
 - ② 創業または第二創業から5年以内、または新たな創業であること。
- (3) 面接審査による選考会

書類審査実施後、面接審査による選考会を実施します。面接日は、令和7年9月上旬を予定しています。面接の参集日時・時刻等については、書類審査実施後、連絡させていただきます。

10. その他

- (1) 出店者に必要となる許認可等の手続については、各出店者において行うこと。
- (2) 出店に関しての盗難や事故などについては、すべて出店者の責任とする。
- (3) 火災・停電その他の自然災害等により生じた損害に関して、市は一切の責任を負わない。
- (4) 本施設の主体構造部及び市で設置した備品等の修繕は原則として市の負担とするが、使用者の不注意など使用者の責に帰すべき事由による損傷箇所の修繕は使用者の負担とする。また、その他の費用の負担に疑義のあるときは別途協議する。
- (5) 募集要項に記載のない事項については、香取市役所商工観光課が定めるものとする。
- (6) 使用条件等

【飲食、小売り・サービス区画共通】

- ① 禁煙
- ② 使用上の制限
 - ア. チャレンジショップ内は最善の注意をもって維持管理してください。

使用者はチャレンジショップを使用申請時の業種以外の営業、用途に供することはできません。
 - イ. 大規模災害時やイベント等の際に、市で一時的に使用場合があります。
 - ウ. 周辺環境に影響を与える、大きな音や強い光などは使用禁止とします。
- ③ 使用期間が終了するときは、使用者は使用期間が終了するまでに、最初の使用許可時の原状に回復すること。ただし、市の書面による承諾があるときは、設置した造作その他を無償で残置することができます。
- ④ 疑義の決定

本募集要項に関し疑義があるとき、又は事業の実施に際して疑義が生じたときは双方協議の上、決定します。
- ⑤ 遵守事項

本施設の利用にあたっては、各種法令のほか、市が定める香取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守すること。

【飲食区画に限った事項】

① 厨房設備・備品等

チャレンジショップ内で飲食業を営む場合、ガス栓、給排水管、グリーストラップ等は施工されています。備品として、スタッキングチェア（屋内用 32 脚、屋外用 15 脚）、テーブル（屋内用 16 台、屋外用 5 台）等が設置されていますが、それ以外に必要な物（調理台、ガスコンロ、シンク、戸棚、冷蔵冷凍庫等）がある場合は、使用者の負担により用意してください。

また、設備を新設・変更する場合には、費用は使用者の負担となります。変更理由や内容を市に提出し、事前に市の許可を受けてください。

② 営業許可の申請・取得

食品衛生法に基づく食品営業許可の取得、その他法令が定める諸官庁への許可申請・届出等については、すべて使用者の負担で実施ください。

③ 衛生管理

使用者は、食品衛生法等の関連法規を順守し衛生管理に十分注意を払うとともに、関係法規にかかる問題については、すべて使用者の負担と責任において対処してください。

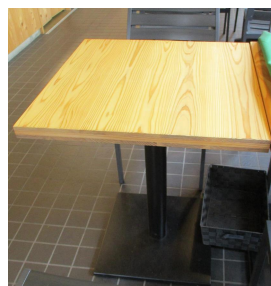
【小売り・サービス区画に限った事項】

原則として、調理や飲食を伴うものは不可とし、販売に限ること。

【備品写真】



○チェア(屋内・屋外とも)
ニチエス
FERMOB ルクセンブルチェア



○テーブル(甲板)(室内用)
J パネル(杉無垢材積層板)

○テーブル(脚)(室内用)
パブリック(株)
クレスE V-B L450



○テーブル(室外用)
※屋内でも使用可
ニチエス
FERMOB ルクセンブルチェア

【 チャレンジショップ 外観・位置図 】



【 チャレンジショップ 図面 】

